

議案第40号

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
の一部を改正する条例について

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年小松島市条例第4号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年3月25日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年小松島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。